

国民保護等の推進に関する決議

北朝鮮による日本列島上空を通過する弾道ミサイルの発射は、我が国の領土、領海の安全を脅かし、日本国土への着弾、落下のおそれもあり、国民にとっての危機が現実のものとなっている。このことは、我が国の平和や安全に極めて深刻かつ重大な脅威となっている。

また、我が国においては、ラグビーワールドカップ 2019 日本大会及び東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が予定されており、全国的に大規模テロ等の国民保護事案に関する対策の推進に万全を期することが必要である。

よって、国は、国民に対し、ミサイル発射情報の迅速・確実な提供や、その際に取りべき最善の避難行動等について十分周知するとともに、地方公共団体及び関係機関が取るべき具体的対応の明確化や、地方公共団体が行う実践的な避難訓練や国民保護計画の見直しに対して必要な支援を行うこと。

武力攻撃や大規模テロ等への対応については、あらゆる事態を想定し国において万全の措置を講じるとともに、地方公共団体に対し適切な情報提供を行うこと。

また、国土保全の観点から、近年拡大している外国資本等による土地取引等への対応策について、国の責任により積極的な検討を進めること。

以上決議する。

平成 29 年 11 月 16 日

全 国 市 長 会